

第1章 計画の目的

1-1 背景と目的

本市では、市内の公営住宅の実態を踏まえ、市営住宅及び集会所等の共同施設（以下、「市営住宅等」という。）の管理が適切に実施されるよう、平成29年9月に「沼津市営住宅の整備・管理に関する実施計画」（以下、「実施計画」という。）を策定し、予防保全的な管理の実施による市営住宅等の長寿命化と更新コストの削減を図るための長寿命化施策を、同計画に基づき実施しているところです。

しかしながら、人口減少が進む中での入居者の高齢化率の逡増、第5次沼津市総合計画等の上位計画の改定等、実施計画策定後、市営住宅を取り巻く状況は大きく変化しています。

また、公共施設マネジメントの視点に立って本市における市営住宅のあり方を再検討し、今後30年を見通した市営住宅等の整備・再編及び管理・運営についての方針として、「沼津市営住宅等の整備・管理に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）を平成28年9月に策定しています。

本計画は、基本方針で示している将来的な需要見通しを踏まえた整備・再編方針に基づき、効率的・効果的な団地ごと・住棟ごとの事業手法を選定するとともに、計画期間の事業実施予定一覧を作成することにより、予防保全的な管理や改善及び建替を計画的に推進することを目的としています。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、基本方針に基づき、実施計画を見直し、後期の計画として、今後5年間の市営住宅の整備（改善、建替、廃止）及び維持管理の計画として定めるものです。

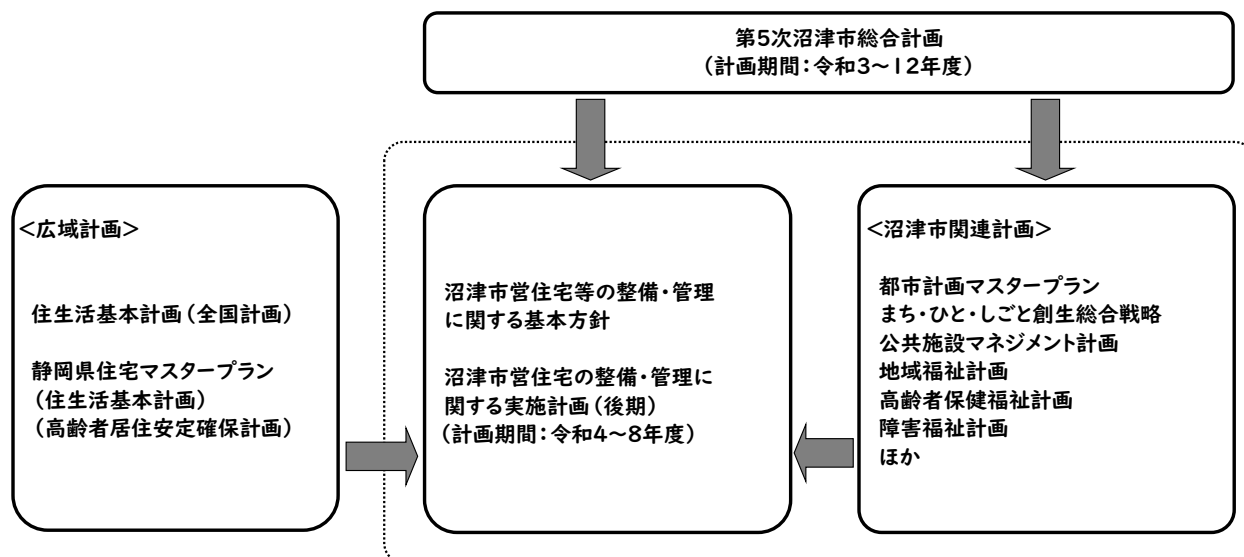


図1-1：計画の位置づけ

1-3 計画の期間

5年間（令和4～8年度）

平成29年度から令和8年度の計画期間において、事業の進捗状況や社会情勢の変化に応じ、概ね5年ごとに計画を見直すことを考慮し、後期計画として、令和4年度から令和8年度までを計画の期間とします。

1-4 計画の対象

本計画の対象は、令和3年6月時点で沼津市が管理する市営住宅（23団地78棟1,876戸）及びこれに附帯する共同施設等とします。

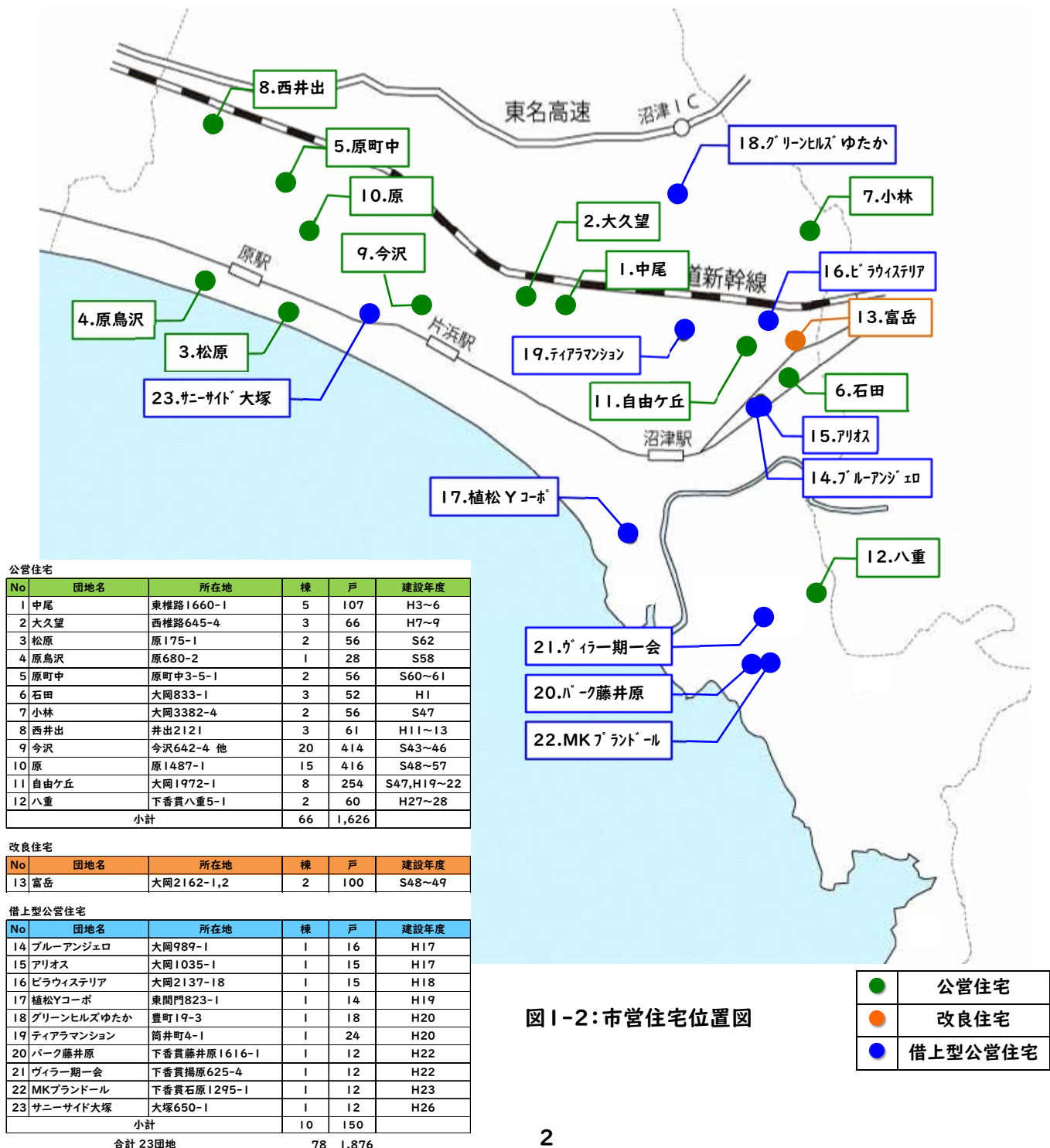


図1-2: 市営住宅位置図